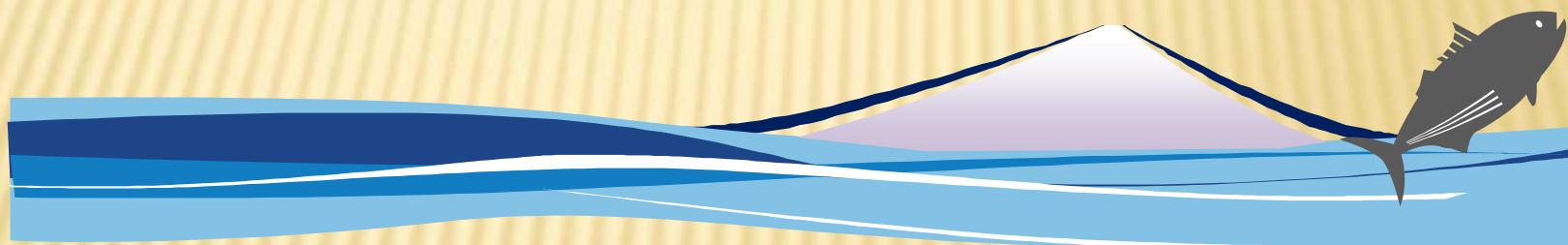


# LOVE焼津

～つぶやきを形に 思いをしくみに～

焼津市自治基本条例を考える市民会議

案案



焼津市自治基本条例を考える市民会議

# 焼津市自治基本条例を考える市民会議

- ・ これからの焼津市のまちづくりルールやしきくみ等を盛り込んだ自治基本条例の元となる「市民の案」を検討
- ・ 平成23年11月に、各種団体からの推薦や公募により集まり組織された市民の会議

# 自治基本条例って何？

- ・自治は、もともと市民のもの。市民が自分たちでやるもの。自分たちで考え、実践することだともいえる。
- ・自治の原点は、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくること。そのために多くの人が集まって一緒に考え、一人ひとりの力を出し合い、持続可能な地域づくりをしていくためのルールやしきみが自治基本条例。これからの私たちの未来をどのように作っていくのかを文章化する。
- ・「市民の力」を基盤に新しい自治を構築していくための、市民、議会、市役所のそれぞれが、その力を十分発揮するしきみを明文化する。

# これまでの取組み

## 市民会議

- ・ 21回の会議（平成23年11月～平成25年5月）
- ・ 市民の皆さんとの意見交換会（P I 活動）（昨年7月～9月）  
32回開催 延べ1,285人参加 約2000のご意見
- ・ 大ワールドカフェ（市民参加のワークショップ）2回開催
- ・ オータムフェスト、みなとまつり等でのPR活動
- ・ 素案を作成



# 素案の構成

## 基本的な考え方

- ・ 焼津市で自治基本条例をつくる目的
- ・ 焼津市のまちづくりの進め方
- ・ 焼津市が目指すまちの姿

## 市民

- ・ 住民及び市民の定義
- ・ 市民が尊重されること
- ・ 市民が守ること
- ・ 事業者
- ・ サポーター

## 議会

- ・ 議会の役割
- ・ 議員の役割

## 市役所

- ・ 市長
- ・ 市役所の組織
- ・ 市役所の職員

## 市政運営

- ・ 情報の管理、提供、共有
- ・ 総合計画
- ・ 行政評価
- ・ 財政運営
- ・ 公共施設
- ・ 他の自治体等との連携

## 自治のしくみ

- ・ 焼津市の自治の基本的考え方
- ・ 地縁によるコミュニティ
- ・ 目的によるコミュニティ
- ・ 市民会議
- ・ 市民参加
- ・ 協働

## 地震・津波 に対する 安全の備え

- ・ 大地震等に対する基本的考え
- ・ 大地震等への備え
- ・ 大地震等の発生時の対応
- ・ 被災からの復興
- ・ その他の災害等における対応

## 条例を活かす ためのしくみ

- ・ 条例の実効性の確保
- ・ 条例の見直し

# 第1 基本的な考え方

## ○この条例の目的

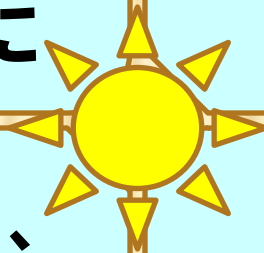
焼津市の「まちづくり」の基礎を明文化

人と人がつながり、  
安心して活気  
ある地域社会に

市民、議会、  
市役所の三者が  
焼津市の  
「共同経営者」

大規模災害時に、  
生命を守れる  
市民社会に

将来にわたり  
幸せに暮らし  
続けられる  
まちづくり



# ○まちづくりの進め方

## 焼津市の自治の基本的な考え方

**主体は市民であり、市民同士の対話を十分行い合意すること**

**市役所は、市民のまちづくりの活動を支援・協働**

## ○目指すまちのすがた

市民・議会・市役所がみんなで安心して暮らせ、  
「焼津を愛せる」まちをつくっていく

全ての人が尊重  
される誰にでも  
優しいまち

第五福竜丸の  
まちとして、  
平和を尊び、  
世界に発信する  
まち

未来の焼津市  
を担う子供を  
みんなで育て、  
幸せに暮らし  
続けるまち

自然や環境と  
共生し、地域の  
歴史・文化を  
大切に引き継いで  
いくまち

他地域との  
交流・連携を  
すすめ、賑わい  
のあるまち



# 第2 市民

## ○「市民」の定義

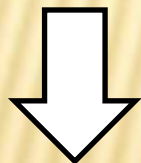
- ① 市内に住所を有する人（住民）
- ② 市内に居住する人
- ③ 市内で事業を営む個人・法人・その他の団体  
（事業者）
- ④ 市内で活動する個人・法人・その他の団体
- ⑤ 市内に通学する人
- ⑥ 市内に通勤する人

## ☆ 「住民」と「その他の市民」の区別

**住民** = 焼津市に住み、生活し続ける  
**住民以外の市民** = 必ずしも生活し続けない



まちづくりの**責任の重さ**  
まちづくりへの**参加・情報取得の権利性** に違い



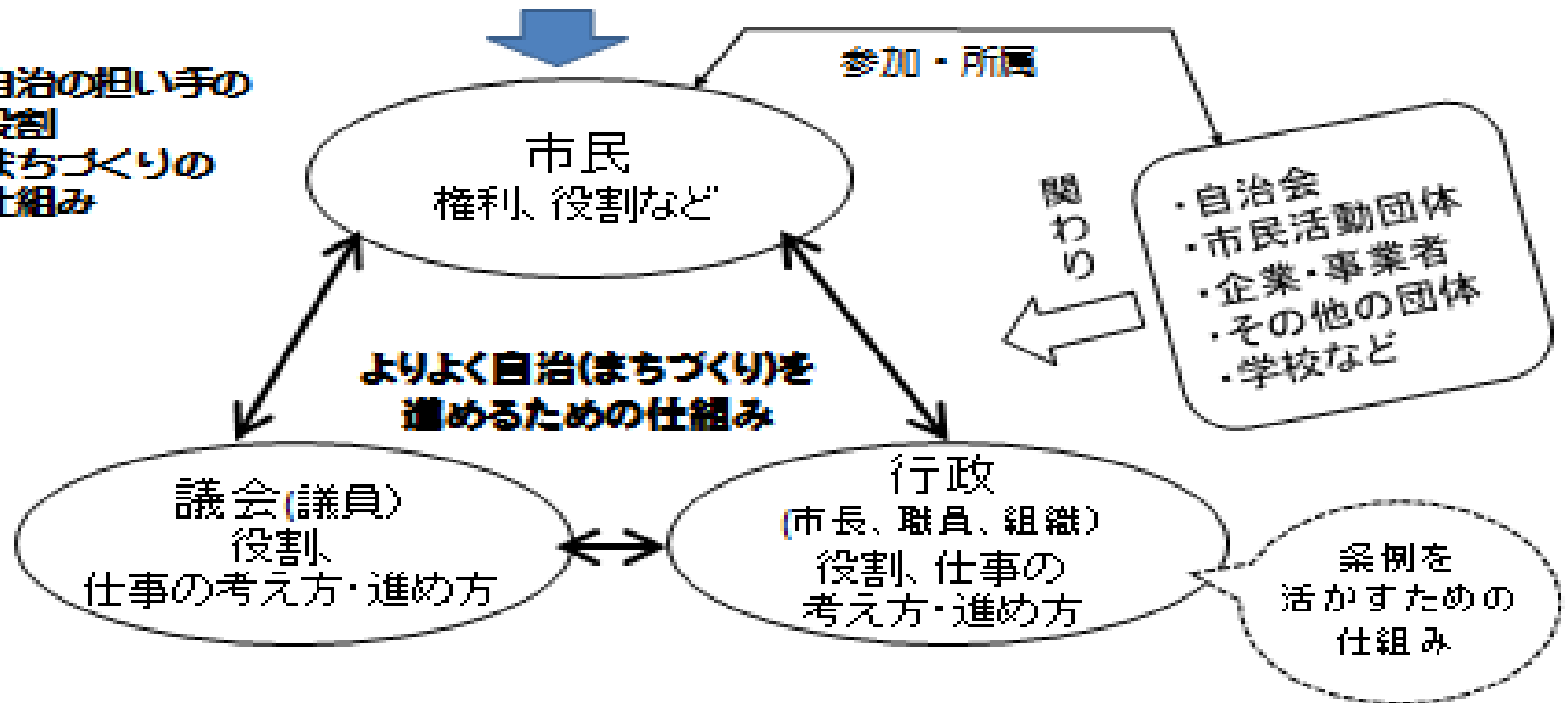
「**当事者**」と「**担い手**」  
「**権利**」と「**機会**」 に区分



## 自治基本条例を生かす仕組み

自治(まちづくり)の基本となる考え方

- ・自治の担い手の役割
- ・まちづくりの仕組み



## ○市民が尊重されること

- 1 全ての人が平等に扱われ、  
人として正しいと思う行動が尊重される
- 2 住民 まちづくりの「当事者」  
参加・情報取得の「権利」
- 3 (住民以外の)市民 まちづくりの「担い手」  
参加・情報取得の「機会」



## ○市民が守ること

- 1 お互いに認め合い、思いやりの心
- 2 違う意見の他者の価値観の多様性を認める
- 3 住民 「当事者」として、  
次世代への責任に基づき、  
地域社会のあり方を考え行動
- 4 (住民以外の)市民 「担い手」として  
住みよいまちの実現に努める

## ○事業者

- 1 市民、議会、市役所とともにまちづくりを  
盛り上げる
- 2 事業活動等の思いや状況を情報発信
- 3 事業活動の過程で、自然環境・資源・  
労働環境・人権等に配慮
- 4 市民・議会・市役所は、地域の事業活動を支援

## ○サポーター

焼津市以外に住んでいる焼津市出身者  
焼津市にゆかりのある人  
焼津市のまちづくりを応援してくれる人、団体等



「焼津市まちづくりサポーター」  
まちづくりに参加・情報取得の機会を持つ

# 第3 議会

## ○議会の役割

住民の  
信託

- 1 市全体のための意思決定
- 2 審議・議決、市役所の監視、評価（継続的）
- 3 情報提供
- 4 市民意見の傾聴と把握、報告会の開催
- 5 政策提案
- 6 開かれた議会運営
- 7 議会改革



## ○議員の役割

住民の  
信託

- 1 市民、市役所とともにまちづくり
- 2 市民全体の生活や活動のために
- 3 高い倫理観
- 4 市民との意見交換と傾聴
- 5 活動と市政情報の説明責任
- 6 意見表明と政策提案

# 第4 市役所

## ○市長

住民の  
信託

- 1 政治倫理を守り、公正で誠実
- 2 総合的見地からの市政運営
- 3 市民との対話を重視
- 4 職員がその能力を最大限に発揮できるように努める

## ○市役所の組織

- 1 迅速、効率的に対応する組織づくり
- 2 組織の横断的な連携強化
- 3 職員が能力を最大限発揮し、少人数で最大の効果を上げるような登用、配置

## ○市役所の職員

- 1 責務を果たすとともに、  
自らも市民であることを自覚
- 2 市民との対話 わかりやすく説明
- 3 政策立案や業務の実行能力の向上
- 4 市役所は、職員の能力向上のための  
研修や実践の機会を用意



# 第5 市政運営

## ○情報の管理、提供、共有

- 1 **市役所** 市政情報の適正な管理、公開
- 2 **市役所** 「決定過程」の情報公開
- 3 **市役所** 様々な手段による迅速な情報提供
- 4 **市役所** 個人情報への厳格な管理、保護
- 5 **市民** 説明会参加、様々な方法による情報共有
- 6 **市民** 市民同士の情報共有
- 7 **市民** **議会** **市役所** 三者間の情報共有

## ○総合計画

- 1 **市役所** 市の最上位計画として策定
- 2 **市役所**・**市民** 市民参加による策定
- 3 **市役所** 総合計画に基づく事業の実施
- 4 **市民** 総合計画の市民の役割に沿ったまちづくり
- 5 **議会** 総合計画の議決
- 6 **市役所**・**市民** 総合計画の見直し

## ○行政評価

- 1 **市役所** マネジメント・サイクル  
（計画・実行・評価）による行政経営
- 2 **市役所** 全ての仕事（施策単位、事務事業  
単位）を評価
- 3 **市役所** 市民にもわかりやすい評価
- 4 **市役所** 評価結果を公表  
→ 市民意見を翌年度へ反映
- 5 **市役所** 総合計画、予算などへの活用

## ○財政運営

- 1 **市役所** 税金の有効活用
- 2 **市役所** 財政状況の把握、目標値の設定  
→ 健全な財政運営
- 3 **市役所** 財政状況の公表
- 4 **市役所** 総合計画、行政評価を踏まえて  
予算をつくる
- 5 **議会** 予算の審議、決定
- 6 **市民** 財政に関心を持つ



## ○公共施設

1 **市役所** 公共施設の用意、維持管理

2 **市民** 公共施設の有効活用

3 **市役所** **議会** **市民** 施設の数量・質は  
過大とならぬように配置



## ○他の自治体等との連携

1 ①市民の生命を守る

②地域の防災力向上

③広域的な課題解決

④相互の自治力の向上



→他の自治体と連携、協力

2 1の連携、協力を進めるため



→他地域と交流

3 他地域で災害等発生

→最大限の支援



# 第6 自治のしくみ

## ★コミュニティの現状 (焼津地区の例)

地域  
コミュニティ



# 素案に書いているイメージ

## ○焼津市の自治の基本的な考え方

コミュニティ



役割分担し、公共的な領域を担う

# 修正案

## ○焼津市の自治の基本的な考え方

コミ~~ニ~~ティ  
↓  
地域コミュニティ



役割分担し、公共的な領域を担う



# 修正案 2

## ○焼津市の自治の基本的な考え方

地域  
コミュニティ

市民、自治会等  
地縁型コミュニティ

公民館

学校…

事業所等

NPO等

目的型コミュニティ

連携

議会

連携  
支援

市役所

役割分担し、公共的な領域を担う



## ○地縁によるコミュニティ（地域コミュニティ）

### 住民及び市内に居住する人

- 1 地縁によるコミュニティ（地域コミュニティ）を組織
- 2 一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、まちづくりを行う

### 地域コミュニティ

- 3 地域の課題解決のため自発的に活動
- 4 中学校区又は小学校区で組織（基本）
- 5 多様な価値観を認め合い、尊重
- 6 住民等の意見を調整し合意、実践
- 7 NPO、事業者、学校、市役所等と連携

### 市役所

- 8 地域コミュニティを支援

## ○目的によるコミュニティ

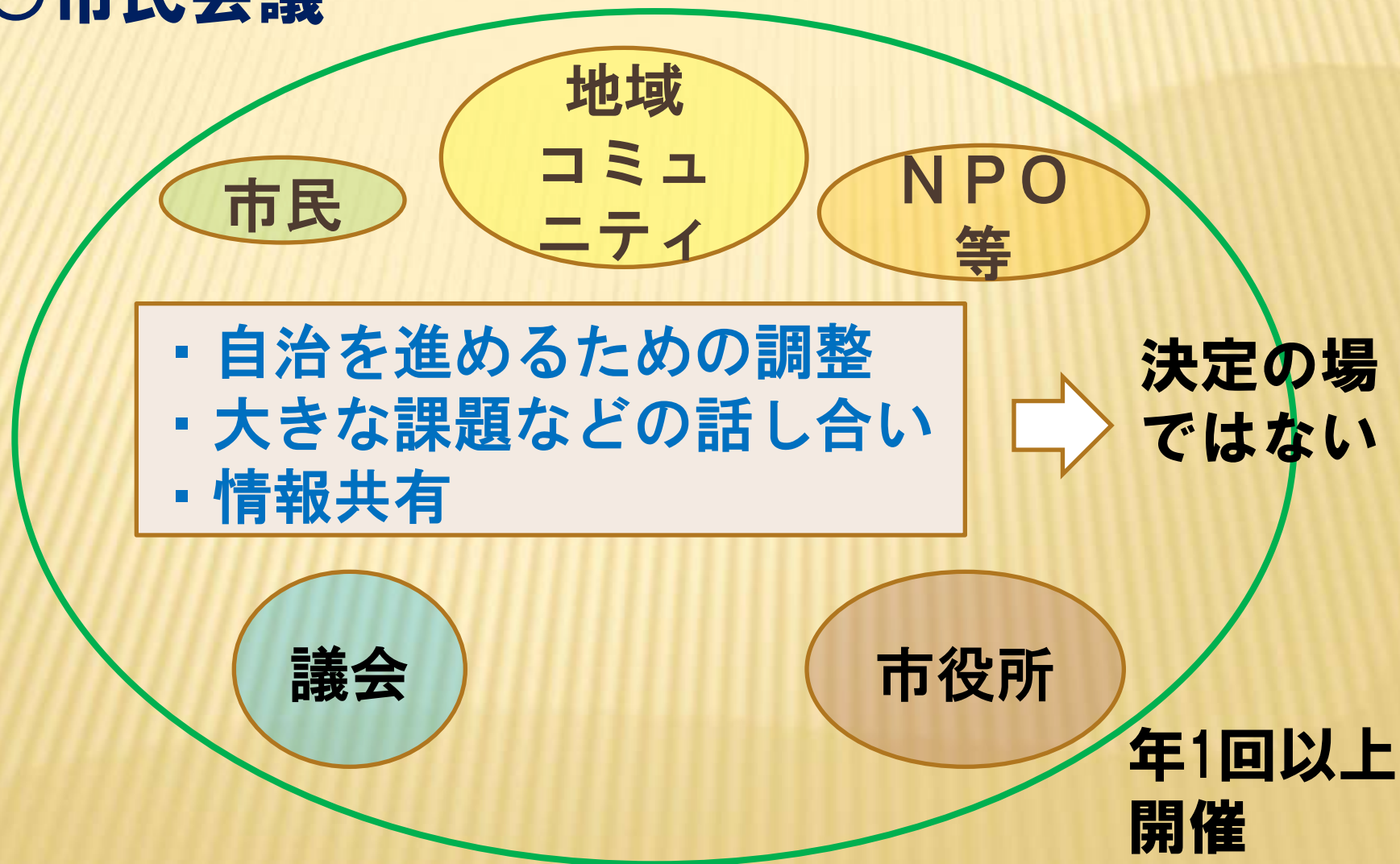
地域社会の課題を解決、政策提言を目的とした組織  
= NPO等



地域社会を構成する一員

地域コミュニティや事業者、市役所と連携して活動

## ○市民会議



## ○市民参加

- 1 **市民** まちづくりに多様な形で参加できる
- 2 **市民** 地域の課題解決のためのサービス等を提案し、自ら参加の場をつくる
- 3 **市役所** 参加の機会を設け、市民に働きかけ
- 4 **市役所** 参加の機会のない市民の声を抽出できる手法に配慮



## ○協働

1 市民の組織（NPO、事業者、地域コミュニティ等）と市役所は、協働の原則に基づき、積極的に連携、協力することにより、公共的な課題を解決

### 2 協働の原則

①対等の原則

②自主性・自立性の原則

③目的共有の原則

④公開の原則

⑤時限性の原則

3 協働のルール作り、守備範囲と役割分担

4 人材の発掘と育成、情報の収集と提供

5 双方が対話の場を作る努力



# 第7 地震・津波に対する安心の備え

## ○大地震等に対する基本的考え

市民	・ お互いに役割分担し、緊急時に適切な対応ができる体制を整える
議会	
市役所	

## ○大地震等への備え

<b>市民</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関心を持ち、自ら備える。</li><li>・ 地域での訓練などで活動・参加し、危機に強い地域づくりに努める。</li></ul>
<b>議会</b>	—
<b>市役所</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市役所の機能を維持・持続できるように体制整備をする。</li><li>・ 計画を策定、有効活用できるようにする。</li></ul>

## ○大地震等の発生時の対応

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自分の身を自分で守る（自助）</li><li>・ 隣近所でお互いに協力し助け合う （共助）</li></ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 焼津市の意思決定が直ちにできるように努める</li></ul>
市役所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最適かつ迅速な措置をとる</li></ul>

## ○被災からの復興

<b>市民</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合う</li></ul>
<b>議会</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民及び市役所が復興への取り組みができるための、速やかな意思決定をする</li></ul>
<b>市役所</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努める</li></ul>

## ○その他の災害等における対応

<b>市民</b>	<b>・大地震や津波以外の災害や危機に対しても、大地震や津波と同様に事前の準備や事後の対応を行うように、日頃からその準備等に取り組む</b>
<b>議会</b>	
<b>市役所</b>	



# 第8 条例を活かすためのしくみ

## ○活（生）きた条例にするために

- 1 私達**市民**で、「**条例の推進委員会**」をつくる
- 2 **市役所**は、市の職員や市民などに対して啓発活動
- 3 **市役所**や**議会**は、適時、条例に対する意見を  
広く集約し見直し

# 今後の予定

6月～7月

市民会議と市民の皆さんとの対話(PI)活動

7月～8月

PI活動の成果を案に反映するための検討

9月上旬

焼津市自治基本条例市民会議案を市長に提出予定

9月15日

市民フォーラム

9月～12月

市による条例案の調製、パブリックコメント、説明会等

H26年2月

議会へ条例案の提出(予定)

※アンダーラインは市の取組